



東大阪労働基準監督署発表
平成29年12月27日

最低賃金法違反及び労働基準法違反の疑いで書類送検 (定期賃金全額不払及び割増賃金不払の疑い)

平成29年12月27日、東大阪労働基準監督署(署長 鈴木博司)は、カラオケスナックピースの代表者を最低賃金法違反及び労働基準法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

カラオケスナックピース 代表者 A(男性・44歳)
住所地 大阪府東大阪市友井

2 違反条文等

最低賃金法違反

同法第4条第1項

同法第40条

労働基準法違反

同法第37条第4項

同法第119条第1号

3 事件の概要

被疑者Aは、大阪府東大阪市足代新町においてカラオケスナックピースの名称で飲食店を経営する事業主たる使用者であるが、被疑者Aは、法定の除外事由がないのに、

第1 労働者Bに対し、平成28年7月21日から同年8月31日までの

賃金を支払うに当たり、大阪府最低賃金額（１時間８５８円）以上の賃金を支払わなければならないのに、これを全額支払わず、もって、当該最低賃金額以上の賃金を支払わなかった

第２ 労働者Ｂを午後１０時から午前５時までの間において労働をさせながら、その時間の労働について、それぞれの支払日に、通常の労働時間の賃金の計算額の２割５分以上の率で計算した割増賃金を支払わなかった

ものである。

４ その他

（１）関連法条文は別紙のとおり。

（２）なお、現在の大阪府最低賃金は１時間９０９円である。

関連法条文

労働基準法（抜粋）

(時間外、休日及び深夜の割増賃金)

第三十七条

- 4 使用者が、午後十時から午前五時まで(厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで)の間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

(罰則)

第百十九条 次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二条第四項、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第一項ただし書、第三十七条、第三十九条、第六十一条、第六十二条、第六十四条の三から第六十七条まで、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条又は第百四条第二項の規定に違反した者

最低賃金法（抜粋）

(最低賃金の効力)

第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

第四十条 第四条第一項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、五十万円以下の罰金に処する。